

令和8年度 沖縄県立美咲特別支援学校幼稚部入学者選抜募集要項

1 方針

「令和８年度 沖縄県立特別支援学校幼稚部入学者選抜実施要項」に基づき、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者が募集定員を超過すると否にかかわらず行う。
- (3) 選抜委員会を組織し、入学予定者及び教育相談予定者の判定を行う。

2 出願資格

- (1) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 の知的障害者の規定に該当する者。
【別紙①参照】

- (2) 令和8年3月31日で満年齢が3歳、4歳又は5歳に達するもの。

3歳児：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ

4歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

5歳児：平成2年4月2日～令和3年4月1生まれ

- (3) 次にかかげる通学区域に在住している者。

沖縄県教育委員会規則第3号

「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」により、定められた本校の通学区域

第2条 美咲特別支援学校の学区は、以下の第1の通りとする。

第1

うるま市 読谷村 嘉手納町 沖縄市 北谷町 北中城村 中城村 宜野湾市
恩納村(恩納村立仲泊及び山田小学校区域に限る)

ただし、以下の第2に掲げる区域については、県全域とする。

第2

本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）

うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）

南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）

伊平屋村 伊是名村 伊江村 久米島町 南大東村 北大東村 座間味村

渡嘉敷村 栗国村 渡名喜村 多良間村 竹富町 与那国町

- (4) 9月末までに、本校において志願前相談を受けた者。
(5) 年間を通した保護者の保育参加が可能な者。【別紙②参照】

3 募集定員

募集定員は別に定める。

4 出願期間

- (1) 受付日時 令和7年11月6日(木) 午前9時から午後4時まで
11月7日(金) 午前9時から午後4時まで(厳守)

- (2) 受付場所 沖縄県立美咲特別支援学校 幼稚部 (〒904-2153 沖縄市美里4丁目18番号)
TEL (098)938-1037、938-1140、938-7789

5 出願手続き

志願者は、下記の書類を沖縄県立美咲特別支援学校に提出すること。

(1) 入学志願書（第1号様式）

(2) 健康診断書（第2号様式－1、第2号様式－2）

(3) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）

※1 出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は出願書類として認められない。

※2 「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳身取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第3号様式）

※3 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(4) 住民票謄本 ※マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたもの

(5) 面接資料（面接資料1、面接資料2）

※出願書類(2)(3)については医療機関への早めの予約を勧める。

※上記の入学志願書様式等は、令和7年9月9日（火）に開催される「幼稚部入学志願者募集要項説明会」にて配布。

6 入学選抜の方法

所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接

7 発達検査等の期日及び場所

(1) 期日 令和7年11月19日（水）

11月20日（木）のいずれか1日

(2) 検査場所 沖縄県立美咲特別支援学校 幼稚部

※保護者同伴

※詳しい日程については、願書受付から1週間程度で保護者宛に文書で通知

8 入学予定者及び教育相談予定者の発表

令和7年12月1日（月）美咲特別支援学校にて個別での通知を行う。詳細については、面談及び午前10時頃までにホームページにて案内する。

9 入学手続

入学予定者は、令和7年12月25日（木）午後4時までに以下の書類を提出して、入学手続きを完了すること。

【提出書類】

・入学確約書・・・・・・・・1通

※入学者予定者は、令和8年3月24日（火）に新入生オリエンテーション予定。

【資料①】

学校教育法施行令

第二章 視覚障害者等の障害の程度

第二十二條の三 [法第七十五條](#) の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によって歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

【別紙②】

幼稚部 「保護者の保育参加の意義」について

(令和5年8月21日 中学校・高等学校・特別支援学校におけるキャリア教育、生徒指導、高校入試等
等地區講座 資料より)

特別支援学校幼稚部教育要領解説 総則編 平成30年3月

「2 家庭や地域社会との連続性 (P124～P125)」 【抜粋】

また、保育参加などを通じて、保護者が幼稚部における生活そのものを体験することは、幼稚部における教育を具体的に理解することができるとともに、保護者が幼児と体験や感動を共有することで、幼児の気持ちや言動の意味に気付いたり、幼児の発達の姿を見通したりすることにつながる。子育てへの不安や孤立感を感じている保護者が増える中、教師の幼児への関わり方を間近で見ること、幼児への関わりを学んだり、保護者同士の体験の共有から同じ子育てをする仲間意識を感じたりもする。さらに、保育参加終了後などに、教師との情報交換の機会を設け、保育参加中の幼児の様子、そのときの幼児の気持ち、幼児の状況を踏まえた教師の関わりなどについて、保護者と話し合うことにより、保護者は、幼稚部における教育や幼児への関わり方への理解を一層深めることができる。このような取組を通じて、幼稚部と家庭との連携が深まり、幼児がより豊かな生活が送れるようになることが大切である。

そのため、幼稚部における教育は、様々な機会を通して家庭との連携を図るとともに、保護者が幼稚部における教育や幼児の発達の道筋、幼児との関わり方への理解が深まるよう配慮することが大切である。